

資料

児童相談所の基本理念等について

令和5年12月26日

子ども部 子ども政策課・子ども支援課

【議論いただきたいポイント】

- ① 一時保護所の設置及び児童相談所（事務所）との併設について
- ② 統合（複合施設化）の是非に係る考え方

目次

1 基本方針の位置づけ等

- (1) 基本方針の位置付け
- (2) 基本的な考え方

2 基本方針の構成

- (1) 基本方針として整理すべき項目

3 本市児童相談所の基本理念

- (1) 基本理念の考え方
- (2) 盛り込むべき視点
- (3) 本市児童相談所の基本理念

4 基本的機能について

- (1) 児童相談所の基本的機能
- (2) 一時保護所の設置について
- (3) 一時保護所の設置に係る検討事項

5 設置・運営方針の考え方について

- (1) 設置・運営方針の論点
- (2) 複合機能に係る検討事項
- (3) 県児童相談所と市の連携状況
- (4) 複合機能の是非に係る考え方

6 施設整備に関するコンセプト

- (1) 施設整備のコンセプト

7 まとめ

- (1) 基本方針と基本計画の内容

8 今後のスケジュール

1 基本方針の位置づけ等

1. 基本方針の位置づけ等

(1) 基本方針の位置づけ

本市の子ども行政を取り巻く課題や地域特性を踏まえ、本市が独自の児童相談所を設置するための基本的な考え方を示すものであり、本市児童相談所の設置及び基本計画の策定に向けた依るべき指針とする。

基本方針

本市児童相談所の設置及び
基本計画策定に向けた依るべき指針



基本計画

基本方針をもとに、本市児童相談所の
設置に係るより具体的な計画を示すもの

(2) 基本的な考え方

他都市の事例や本市の地域特性（子育て支援に係る地域拠点や子ども発達センターの整備等の概成状況など）のほか、議会や外部有識者等の意見を踏まえながら、効果的かつ効率的で、実効性の高い基本方針を策定する。

2 基本方針の構成

2. 基本方針の構成

(1)基本方針として整理すべき項目

項目	内容
(1) 基本理念	・ 目指すべき姿
(2) 基本的機能	・ 国の示す基本的機能（相談機能等） ・ 一時保護所の有無
(3) 設置・運営の考え方	・ 本市児童相談所が担う役割 ・ 多機関との連携体制
(4) 施設整備に関するコンセプト	・ 施設整備のコンセプト
(5) 組織・職員体制	・ 組織体系や職員配置等に係る考え方
(6) 候補地の考え方	・ 施設の設置場所に係る条件（交通面等）の整理
(7) 人材確保・育成や 施工等に係る工程表	・ 人材確保・育成及び施工等に係る工程表の整理

3 本市児童相談所の基本理念

3. 本市児童相談所の基本理念

(1) 基本理念の考え方

児童相談所の基本理念については、「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本画）」および「第2次宮っこ子育て・子育て応援プラン」の理念に基づくものとする

(2) 盛り込むべき視点

- ・ 子どもの権利（「生きる権利」等）を尊重すること、また、保障されること（児童福祉法、児童相談所運営指針）
- ・ 家庭や学校をはじめ、地域、企業など地域社会全体で本市の宝である子どもを守り・育てる（第2次宮っこ子育て・子育て応援プラン）



(3) 本市児童相談所の基本理念

**全ての子どもの人権を尊重し、
地域社会が一体となって子どもを守り・育てる**

4 基本的機能について

4. 基本的機能について

(1) 児童相談所の基本的機能

児童福祉法に基づく厚生労働省の「児童相談所運営指針」において、児童相談所は市町村援助機能、相談機能、一時保護機能、措置機能の4つの機能を有することとされている。

機能	内容
市町村援助機能	<p>市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能</p> <p>→ 本市においては、<u>こども家庭センター等に対する情報の提供その他必要な援助</u>を行う</p>
相談機能	<p><u>こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じてこどもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針（援助方針）を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫したこどもの援助を行う機能</u></p> <p>※ 児童相談所は、<u>幅広く相談を受け止め、必要な機関につなぐ役割も担う。</u></p>
一時保護機能	<p>必要に応じてこどもを家庭から離して一時保護する機能</p> <p>→ 市の裁量事項【論点】一時保護所の設置について</p>
措置機能	<p>こども又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該こども若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。）、市町村、児童家庭支援センター等に指導させ、又はこどもを小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは<u>里親に委託し</u>、又は児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関に入所させ、若しくは委託する等の機能</p>

4. 基本的機能について

(2) 一時保護所の設置について

【児童福祉法】

- ・ 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

【児童相談所運営指針】

- ・ 児童相談所については、原則として一時保護所を設置するもの
- ・ 都道府県が設置する児童相談所の一時保護所の活用や児童福祉施設への委託などにより、一時保護機能が十分に確保できる体制を整えている場合においてはこの限りではない。

【一時保護ガイドライン】

- ・ 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものである。
- ・ 個室の整備や活用によって、子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制を整備すべきである。
- ・ 地域によって、一時的に定員を超過して一時保護所に子どもを入所させる事態が見られ、また、こうした背景等を有する子どもを同一の空間で支援することが一時保護所の問題として指摘されている。

4. 基本的機能について

(2) 一時保護所の設置について

奈良市の一時保護所（居住スペースは個室化）



【個室化】

地方公共団体等は、一時保護等を行う場合は、**児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう**必要な措置を講じなければならない。

（児童福祉法第三条の二）



4. 基本的機能について

(2) 一時保護所の設置について

【県の現状】

① 一時保護所における居室の状況について

県の一時保護所においては、対象となる子どもに応じた大部屋（複数）や個室（1部屋）を設けて一時保護を行っているが、児童の性別や年齢を考慮する必要があるほか、虐待対応に係る相談件数が増加傾向にある中、問題行動のある児童の保護や緊急保護が必要な場合など、**収容人数は決して十分とはいえない状況**である。

② 委託一時保護の状況について

- ・ 委託一時保護先として想定される児童福祉施設等については、通年で高い入所率であることから、**安定的な受入が難しい**。
- ・ 夜間などにおける**緊急的な受入が困難**である。
- ・ 入所した子どもの状況を把握するため、**施設とのきめ細やかな連携が必要**となる。

4. 基本的機能について

【一時保護所の設置に係る比較検討】

カテゴリー	項目	設置する場合	設置しない場合
子どもの安全確保	緊急的な一時保護における迅速対応	○	△
ケアの質の向上	相談（通告）から家庭等に戻るまでの，継続的な子どもたちへの精神的・身体的ケア	○	△
	児童相談所職員（児童福祉司・児童心理司等）と一時保護所職員の連携	○	△
施設のあり方	受入体制のキャパシティ	○	△
	個室での受入体制（ガイドライン）	○	△
財政と近隣住民への影響	整備・運営コスト	△	○
	設置に伴う近隣住民の理解	△	○
総合評価		○	△

4. 基本的機能について

(2) 一時保護所の設置について

議論のポイント①

【本市の考え方】

児童福祉法などにおいて、一時保護を行う場合は、
「児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される環境の整備」が求められているほか、
子どもの迅速な安全確保のためには、**自ら一時保護所を設置する必要がある。**

4. 基本的機能について

【一時保護所の併設に係る比較検討】

カテゴリー	項目	併設する場合	併設しない場合
子どもへの負担	心理診断に係る場所の移動等に伴う子どもたちの負担軽減	○	△
ケアの質の向上	児童相談所と一時保護所間における十分な情報共有や引継ぎ	○	△
用地の確保 (財政負担)	複数の土地の確保を必要としない	○	△
総合評価		○	△



【本市の考え方】

一時保護所を設置する場合は、子どもへのケアの質の向上等を図るため、児童相談所と同じ敷地内に設置することが有効である。

4. 基本的機能について

(3) 一時保護所の設置に係る検討事項

- 一時保護所の設置について



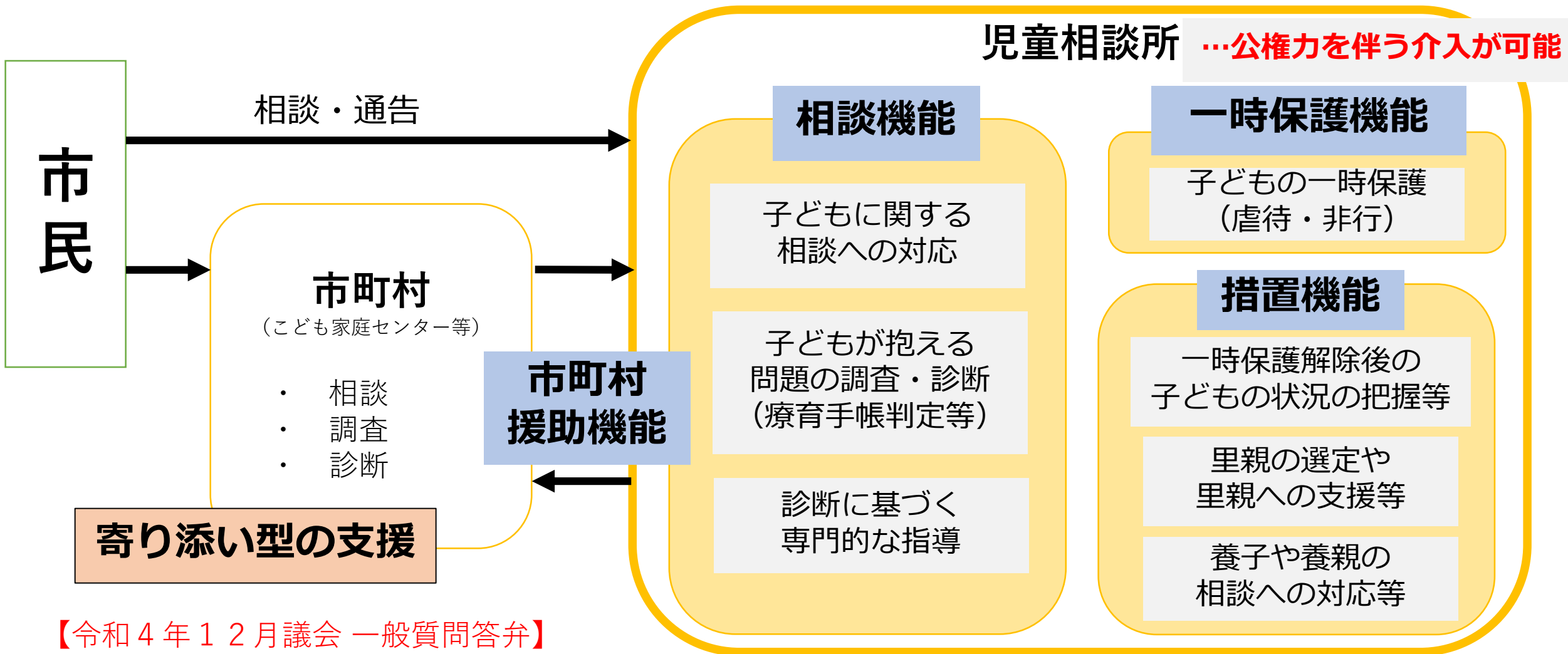
- 本市の児童虐待相談件数や
他市事例・外部有識者等からの意見などを踏まえた
一時保護所の定員数等について

} 基本方針に反映

} 基本計画の中で
今後検討

5 設置・運営方針の考え方について

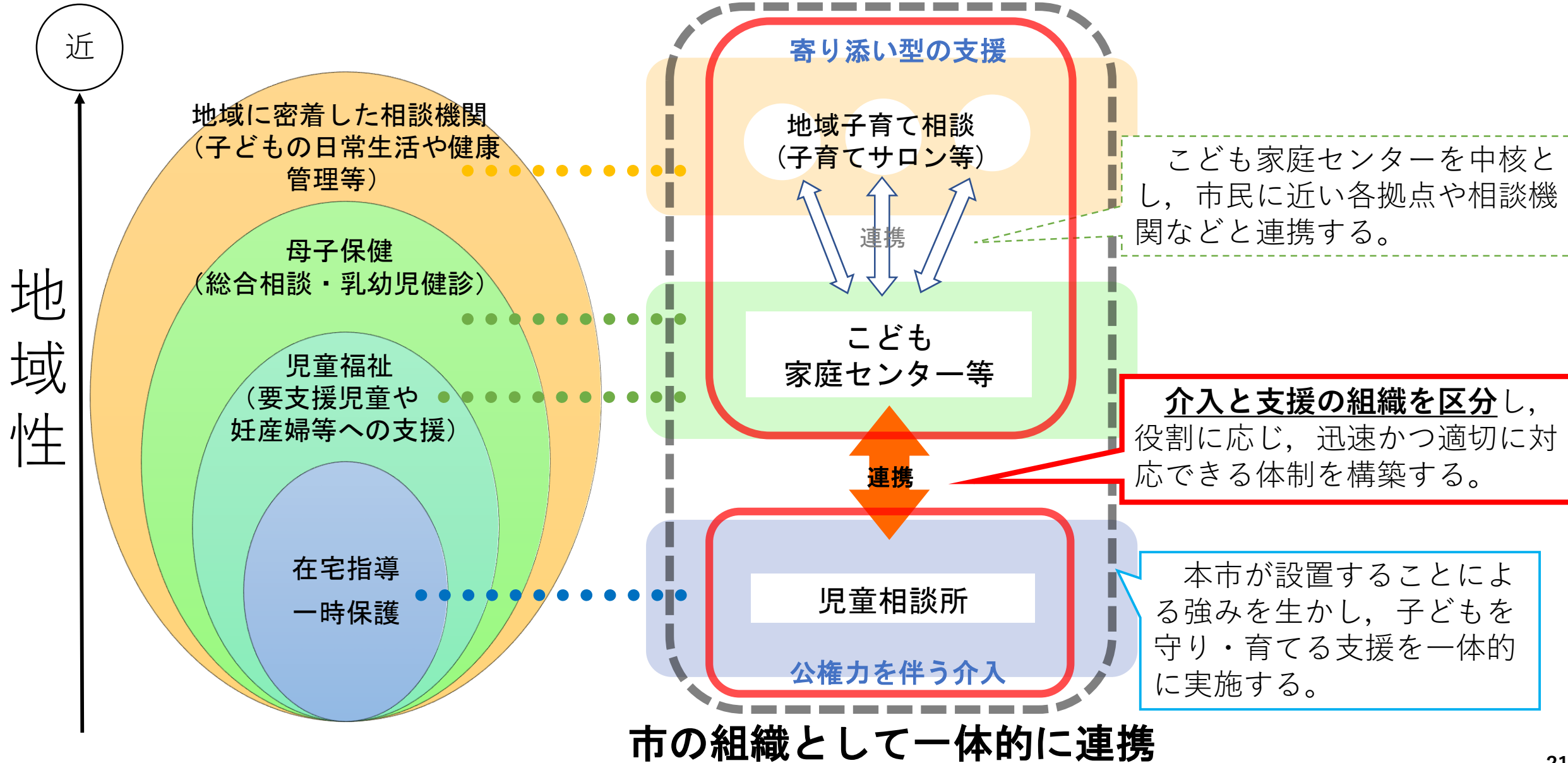
5. 設置・運営方針の考え方について



【令和4年12月議会 一般質問答弁】

子どもの安全確保を最優先としながら、保護者との信頼関係を構築することができるため、「通告への対応や一時保護（介入）」と「保護者との信頼関係に基づく在宅支援（寄り添い）」は、組織を区分することで対応する。

5. 設置・運営方針の考え方について



5. 設置・運営方針の考え方について

(1) 設置・運営方針の論点

児童相談所運営指針において、「児童相談所を設置するに当たっては、住民、利用者の視点に立った保健・福祉サービスを推進する観点から福祉事務所等（こども家庭センター※など）との統合を推進することも差し支えない」とされている。

→ **【論点】 児童相談所と同じ場所に置く機能（以下、複合機能という。）**

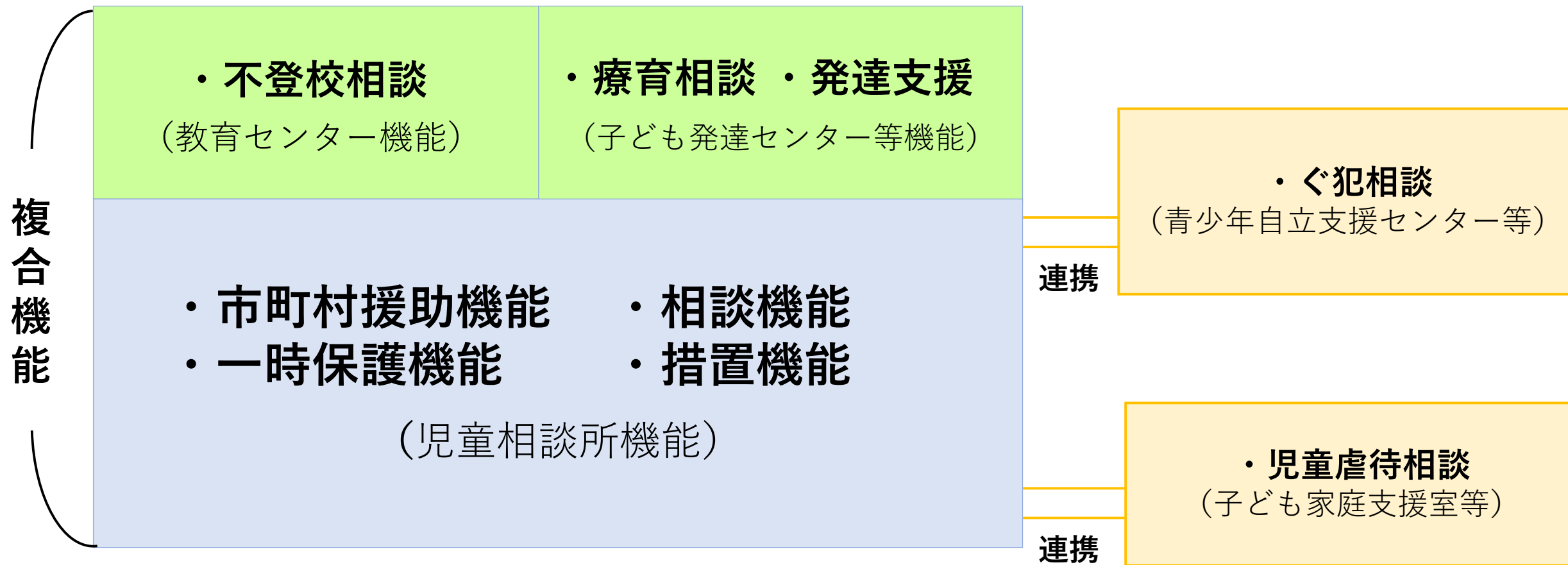
※…妊娠から子育てまで切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てることのできるまちの実現に向け、健康相談等の**母子保健**※¹を担う「子育て世代包括支援センター」と、虐待対応などの**児童福祉**※²を担う「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化したもの

※¹…母と子どもの心身の健康を守り、次の世代を担う子どもを健全に育て、保健の向上を図ること

※²…すべての児童を次代の形成者として健康で文化的に育成し、その生活を保障すること

5. 設置・運営方針の考え方について

【複合機能と連携の一例（他都市の事例など）】



5. 設置・運営方針の考え方について

【参考：中核市（設置済み）の状況①】

中核市	複合施設	各施設の概要
ふらっふ、 教育センター 金沢市 教育プラザ (金沢市) ゆうあい広場	こども相談センター	児童相談所機能
	少年健全育成センター	こどもの健全育成団体の活動支援等
	学校教育センター	教職員の資質向上のための研修の実施・支援や、不登校や発達に関する教育相談等の実施
	幼児教育センター	幼保小の接続強化や人材の育成に関する研修等の実施や、発達段階に応じた育児・保育の支援
子ども部等 はぐくみかん (横須賀市) 子発	子育て広場	予約なしで個人利用できる親子の交流の場
	こども家庭支援センター	児童相談所機能 ，寄り添い型の支援（母子保健，児童福祉），児童手当等の給付
	福祉子ども部	子育て支援施策等の推進，教育・保育施設等への入園，病児・病後児保育，放課後児童対策等
	療育相談センター	発達の遅れや障害のある子どもの診断等，成長過程における発達の変化に対応して生活を送るための支援

5. 設置・運営方針の考え方について

【参考：中核市（設置済み）の状況②】

中核市	複合施設	支援室	各施設の概要
明石 こどもセンター (明石市)	児童相談所	支援室	児童相談所機能
	市町村機能		家庭児童相談， 要保護児童対策地域協議会調整機関， 育児支援， 里親の啓発等
奈良市 子どもセンター (奈良市)	子育てサロン	支援室	児童相談所機能
	ゆうあい広場		親子が集まるスペースや地域の子育て関連情報の提供， 子育て等に関する講座や相談対応
	児童相談所		児童相談所機能
	地域子育て 支援センター		親子が集まるスペースや地域の子育て関連情報の提供， 子育て等に関する講座や相談対応
	キッズスペース		子どもの遊び場
子発	子どもの発達相談	就学前の子どもの発達に関する相談の受け付けや， 園 巡回相談等の実施	
支援室	子ども家庭 総合支援拠点	すべての子どもとその家庭を対象に， 相談全般から専 門的な支援までを行う拠点	

5. 設置・運営方針の考え方について

(2) 複合機能に係る検討事項

- ・ 複合機能の**是非に係る考え方の整理**



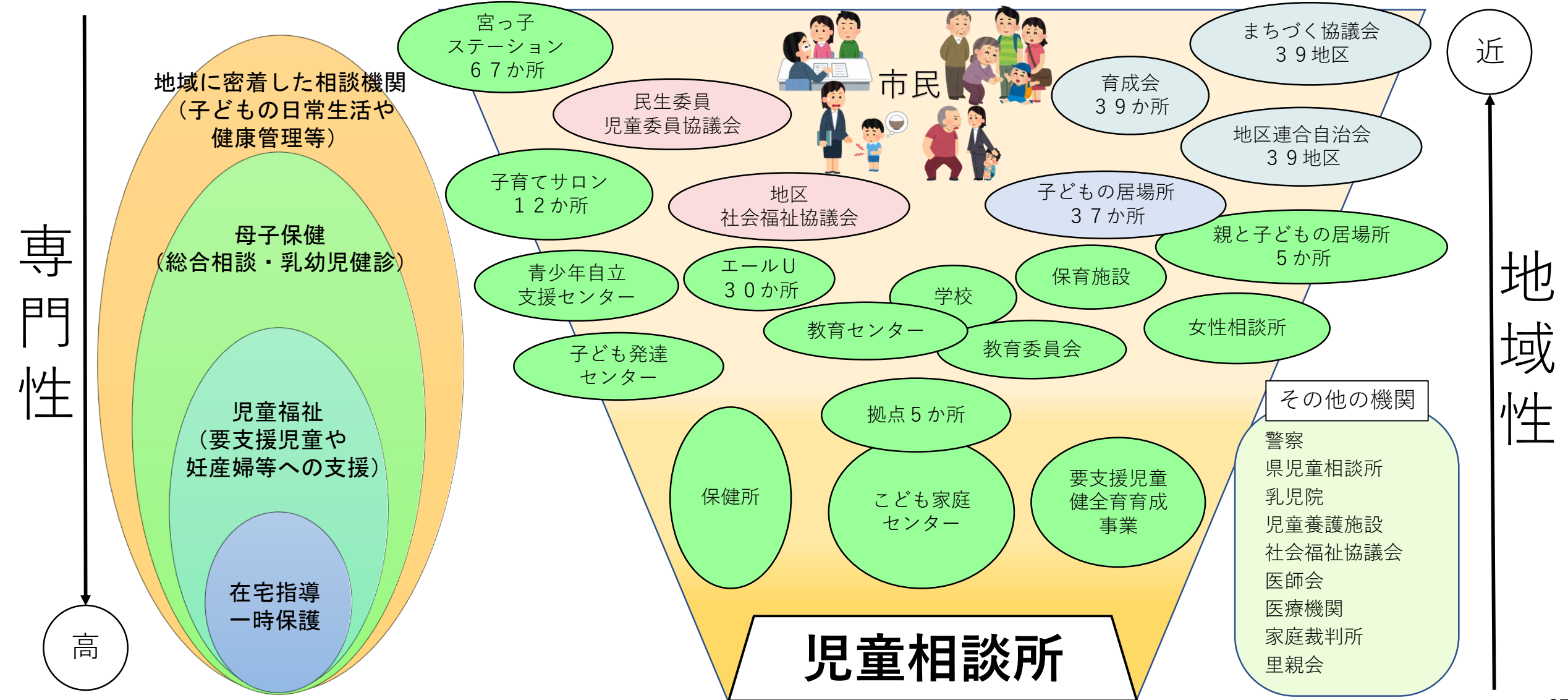
- ・ この考え方等を踏まえ、**複合機能などについて整理**

} 今回検討
(基本方針に反映)

} 基本計画の中で
今後検討

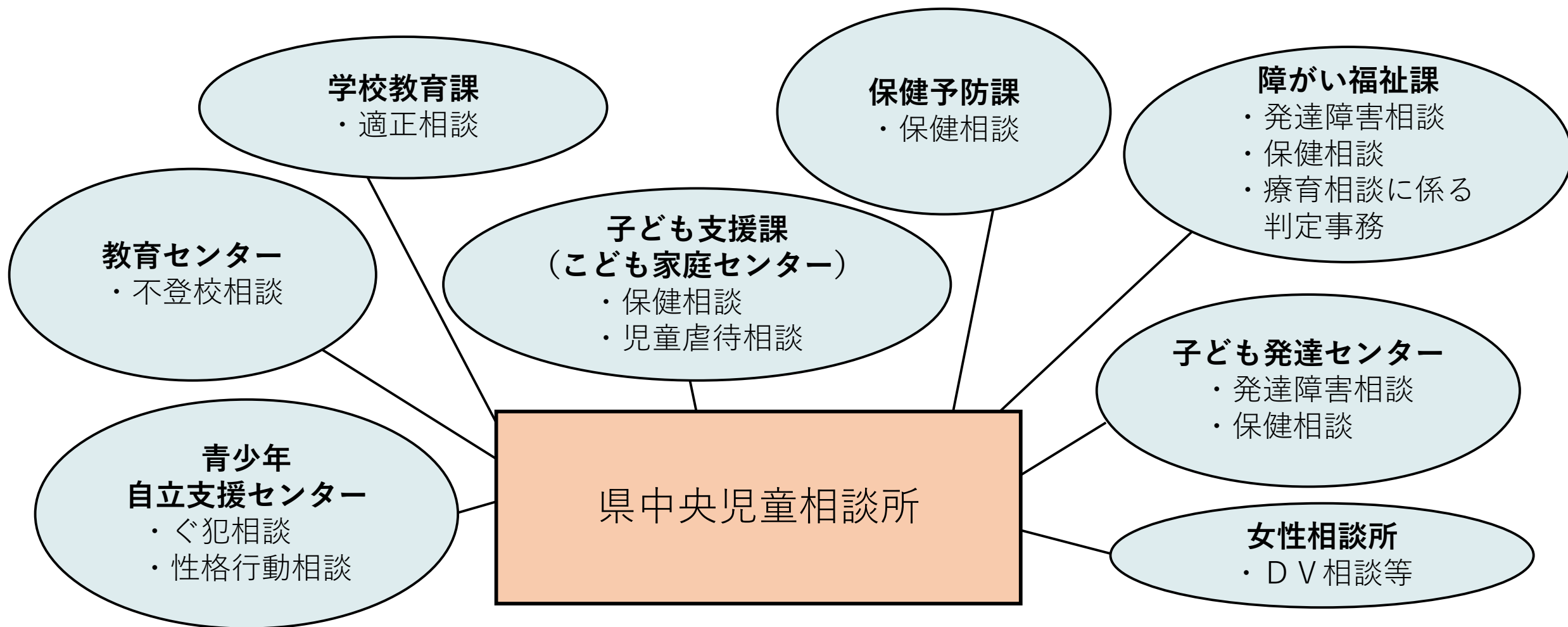
5. 設置・運営方針の考え方について

子どもを守り・育てる重層的な支援体制のイメージ



5. 設置・運営方針の考え方について

(3) 県児童相談所と市の連携状況（同じ場所に置くことが想定される機能等）



5. 設置・運営方針の考え方について

(4) 複合機能の是非に係る考え方

それぞれの役割を踏まえながら、

- ・ 児童相談所と同じ場所に置くことにより、児童相談所はもとより、複合する機能についても効果を高めることができるかといった視点
- ・ 児童相談所と同じ場所に置くことによる市民の利便性の向上の視点

などから、複合機能の是非を検討し、本市にふさわしい児童相談所の実現を図る。

6 施設整備に関するコンセプト

6. 施設整備に関するコンセプト

(1) 施設整備のコンセプト

子どもの最善の利益を優先するため、児童相談所及び一時保護所について、以下の3つのコンセプトを軸とし、施設整備を行う。

【考え方】 児童相談所

重要な相談機能を有するため、来所する子どもや保護者が安心して相談できる環境づくりが必要である

→ 子ども・保護者にとって相談しやすい空間

【考え方】 一時保護所

一人ひとりの状況に応じた適切な支援が行える環境であるとともに、子どもが安心感を持てる安全な生活空間を創出する必要がある

→ 子どもにとって安全・安心な生活空間

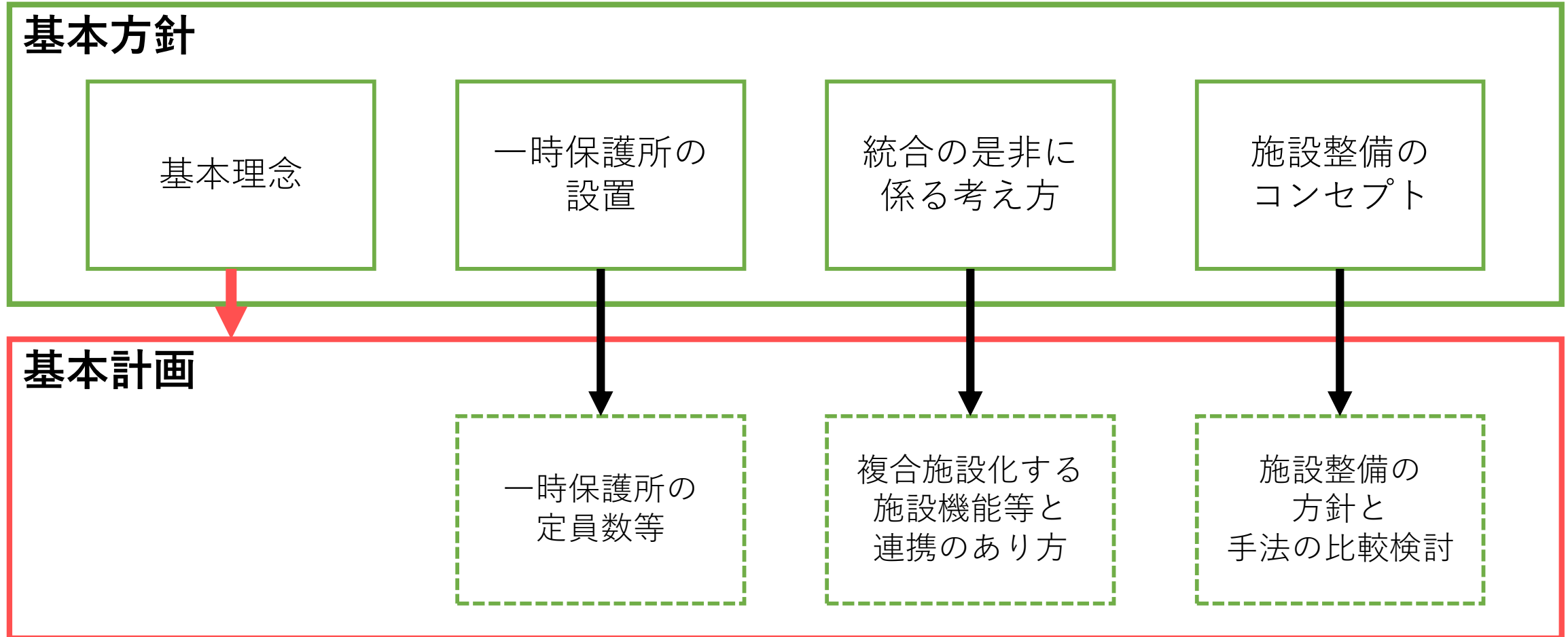
【考え方】 全施設共通

子どもや障がい者でも利用しやすい施設であるとともに、エネルギー効率等を考慮した環境にやさしい施設を目指す

→ ユニバーサルデザイン・キッズデザインや環境に配慮した施設

7 まとめ

(1) 基本方針と基本計画の内容



8 今後のスケジュール

8. 今後のスケジュール

